

第57回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年3月24日(木) 午後1時30分から午後2時50分

開催場所 姫路市役所 10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	福永利一	出席		
2	松尾富昭	出席		
3	福岡溜	出席		
4	中塚良幸	出席	○	
5	田摩仁志	出席	○	
6	田口繁克	出席		
7	尾川和男	出席		
8	三木輝男	出席		
9	田中博	出席		
10	飯塚祐樹	出席		
11	萩原和好	欠席		
12	高濱宏章	出席		
13	岡本富博	出席		
14	宮下裕光	出席		
15	橋本静枝	出席		
16	小林忠明	出席		
17	青田誠	出席		会長職務代理者
18	大塚正稔	欠席		会長職務代理者
19	岸本英夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 0名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 相続税等納税猶予適格者証明について
議案第6号 「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項に

ついて

- 報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 県許可案件の許可状況について
報告第6号 農業経営改善計画（認定農業者）の認定について

(令和4年3月24日 午後1時30分)

議長 予定の方が揃われましたので、只今から、第57回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員19名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、萩原和好委員、大塚正穂委員より欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を中塚委員と田原委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。

まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が5件提出されております。

1番2番が市街化区域の案件、3番から5番が調整区域の案件となっております。

1番です。

辻井七丁目の田5.42㎡につきまして、辻井五丁目の[]より「平成14年以前より、公衆用道路として利用している」との申請です。

2番です。

飾磨区細江の畑2筆計69㎡につきまして、御国野町御着の[]より「昭和8年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

3番です。

刀出の田2筆計428㎡につきまして、西庄の[]より「平成10年以前より、住宅敷地として利用している」との申請です。

4番です。

豊富町神谷の田157㎡につきまして、豊富町神谷の[]より「昭和55年より、自宅敷地として利用している」との申請です。

5番です。

豊富町豊富の田52㎡につきまして、名古屋市の[]より「平成8年以前より、防火用水として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

.....

議長

それでは、議案第1号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を頂きましたので、議案第1号は承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は17件提出されております。

1番から4番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、5番以降が既に下限面積を超えている方の案件となっております。1番8番が市街化区域の案件、2番、5番から7番、11番から17番が調整区域の案件、3番4番、9番10番が都市計画区域外の案件となっております。申請地は、いずれも譲渡人・貸人の「自作地」で、譲受人・借人は、いずれも「個人」となっております。

「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれも現在耕作されている農地に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、1番が2.5kmであるほかは、いずれも1.5km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番です。

広畑区蒲田の田1,385㎡につきまして、広畑区蒲田の[]が、広畑区蒲田の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、市街化区域の下限面積1,000㎡を超える1,613㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

2番です。

網干区津市場の田3筆計2, 368㎡につきまして、網干区津市場の[]が、神戸市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、調整区域の下限面積3,000㎡を超える4,308㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

3番4番及び9番です。

安富町長野の[]と安富町長野の[]の間で、安富町長野の田2筆計725㎡と安富町長野の田593㎡につきましては「交換したい」との所有権移転の申請と、安富町植木野の田2,865㎡につきましては、[]が「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積3,000㎡を超える3,929㎡に、[]の耕作面積は7,704㎡になる予定です。作付作物は、3番は「野菜」、4番及び9番は「水稲」となっております。

5番です。

網干区津市場の田1,453㎡につきまして、三左衛門堀西の町の[]が、神戸市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は8,430㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

6番です。

勝原区下太田の田2筆計1,649㎡につきまして、加古川市の[]が、余部区下余部の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。[]は加古川市での耕作面積が7,499㎡あり、この件許可されますと、[]の耕作面積は9,148㎡になる予定です。作付作物は「里芋、紅芋、枝豆」となっております。

7番です。

勝原区下太田の田1,132㎡につきまして、勝原区下太田の[]が、大阪市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は5,416㎡になる予定です。作付作物は「野菜」となっております。

8番です。

奥山の田4筆計1,730㎡につきまして、東山の[]が、飾磨区妻鹿の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,359㎡になる予定です。作付作物は「水稲、イチジク」となっております。

10番です。

夢前町寺の田990㎡につきまして、夢前町寺の[]が、神戸市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は7,762㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

11番です。

書写の田400㎡につきまして、書写の[]が、書写の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は19,474㎡になる予定です。作付作物は「果樹、野菜」となっております。

12番です。

書写の田796㎡につきまして、書写の[]が、書写の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は5,802㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

13番14番です。

御園野町園分寺の[]が、別所町佐土新の田3筆計2,317㎡につきまして、千葉県市原市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は64,746㎡にな

る予定です。作付作物は「果樹」となっております。

16番です。

飾東町大釜の田458㎡につきまして、飾東町大釜の[]が、飾東町大釜の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は24,762㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

16番です。

飾東町豊国の田2筆計840㎡につきまして、飾東町豊国の[]が、飾東町豊国の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は4,415㎡になる予定です。作付作物は「水稲」となっております。

17番です。

香寺町中寺の畑2筆計1,376㎡につきまして、香寺町中寺の[]が、横浜市の[]より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は5,763㎡になる予定です。作付作物は「柿、梅」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

初めに、[]につきましては、農地の取得を始めてから3年が経過し、その面積も今回の申請地を含めて62,429㎡に至っておるにもかかわらず未だ営農が営まれていない状況ですので、農業委員会として今後のことを考えまして、2月16日に現地調査を実施し、また、2月24日には[]に農業委員会にお越しただいて、特別事情聴取として今後の営農計画についてご説明をいただきました。特別事情聴取のメンバーとしましては、私と大塚職務代理と青田職務代理、北東部地区会長の福永委員、そして地区担当の宮下農業委員、市村推進委員及び事務局です。

まずは、2月24日の特別事情聴取の概要を、出席いただいていた青田職務代理の方から報告していただきます。

青田委員

ちょうど1か月前の総会の後に、本人に来ていただいて、事情聴取をいたしました。

果樹を植える計画との申請であったにもかかわらずいまだ植えておられません。が、現地は北側の農地については大きな区画にまとめて耕地整理されており、植えようとお気持ちはあるものと見えました。

今後の営農計画については、計画書を提出いただき説明をしてもらいましたが、柑橘類、みかんやレモンを植えていく、植樹に適した5月頃までには選定し植樹する、とのことでした。

経営面積が相当な広さになっていることから、一人では管理できないと思われる、社員等も活用されているようでしたが、農業経験はないとのことですので、市の農政総務課や農業振興センター、農協、県の農業改良普及センターなどに相談してはどうかと提案をしておきました。

本人は、このように催促されたことで、やる気になった、ともおっしゃっていました。

南側について、取得地の中に虫食い状態で残っている土地を交渉できれば購入し整地し管理しやすくしたい、と考えておられるとのこと、今後も8条申請が出てくるものと思われま。

現在、植樹のためと思われまますが、農地の一部に等間隔で棒を打ち込んでおられます。耕作を放棄することは絶対はない、とおっしゃっていますが、これから草が生えてくる季節ですので、今後の経過を注視していく必要はあると思いま

す。

議長

ありがとうございました。

今回、このように今後の計画をお聞きし、その営農意欲を確認できたと思いますが、今後もその推移を注視していく必要はあると思っております。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告等ございますか。

高濱委員

2番と5番ですが、現地に行ってきました。2番の受人と5番の受人は兄弟になりまして、渡人は親戚関係になります。田の使用状況としては、ここはうすきの営農組合があり近々法人化しますので、将来的にはそこに預けることも考えられると思います。

現状、耕作面積は多少ありますが営農経験があまりないものと思われそうですが、こういった場合は事情聴取の対象にはならないのでしょうか。

事務局

申し合わせ事項によればゼロ面積について行うことになっております。

もともと、必要との意見になれば、行うこともあると考えます。

議長

ほかに、なにかございますか。

各委員

……。

議長

それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、許可相当といたします。

議長

それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6～P7)を説明する。

(農地法第4条の規定による許可申請について)

(農地法施行規則第29条第1号の確認について)

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、5件の申請が提出されております。

いずれも調整区域の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましても、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

花田町加納原田の田635㎡につきまして、花田町上原田の[]より「貸露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たん」である第3種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましても、[]が使用する19台分の貸露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましても、「自己資金」となっております。現況は「田」となっております。

2番です。

豊富町豊富の田1,196㎡につきまして、豊富町豊富の[]より「露天農機具置場、露天農業用資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えて

おりますが、不許可の例外である「農業用施設」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、農機具置場及び培養土置場として、現在借りて使用している土地を返却することになったことに伴い、新たに自己所有農地を露天農機具置場及び露天農業用資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、造成工事等は自ら行うため不要となっております。現況は「畑」となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

3番です。

豊富町御蔭の田974㎡につきまして、豊富町御蔭の[]より「露天資材置場にしたい」との転用の申請です。現況はすでに「雑種地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。申請地の「農地区分」は、公共施設である豊富ランプから至近距離の第3種農地に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、自営する建設業の建設資材及び工事車両を置くための露天資材置場及び露天駐車場にする計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「造成済みのため不要」となっております。

4番です。

豊富町神谷の田2筆計446㎡につきまして、加西市の[]より「露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、隣接地に農家カフェ店を令和4年12月に開業予定ですが、その来客者用15台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。現況は「畑」となっております。

5番です。

山田町西山田の田344㎡につきまして、山田町西山田の[]より「住宅を建てたい」との転用の申請です。現況はすでに「宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。申請地の「農地区分」は、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地に該当すると考えております。「代替地の有無」につきましては、他に事業目的に適した代替地はないとなっております。「事業内容」につきましては、床面積119.48㎡の一般住宅を建築する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資及び自己資金」となっております。「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。

いずれの案件も、北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。

200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合の、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要であることの確認願が1件提出されております。

調整区域の太市中の畑25㎡につきまして、太市中の[]より「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。現況は、既に転用済みとなっており、そのことについて経緯説明書が添付されております。申請地の農地区

分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えております。
「事業内容」につきましては、床面積21,38㎡の農業用倉庫を建築する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

2番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの飯塚委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

飯塚委員

報告します。

■■■■の土地です。近くにはハウスもあります。現況は畑としてネギが植わっていました。トラクター5台と出荷箱置場に使用されるということです。経営面積も相当にされていますので、農業資材置場は必要だと思います。特に問題はないと判断しました。

議長

有難うございました。なにか、ご質問等はございませんか。

各委員

.....

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P8~P9)を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されております。

2番から4番が都市計画区域外の案件である外は、いずれも調整区域の案件となっております。申請地の「農地区分」は、1番及び6番から8番については、「上下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域かつ近距離に2以上の教育施設、医療施設等が存在」である第3種農地、2番4番9番については、「住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」である第2種農地、5番については、「住宅等が連たん」である第3種農地に該当すると考えております。3番は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「集落に接続して設置される日常生活上必要な施設」に該当するものとして申請されております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっており、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

書写の田1, 108㎡のうち325㎡につきまして、御立中三丁目の[]が、書写の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅、ガレージ予定地にしたい」との転用の申請です。現況はすでに「一部宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、床面積123.59㎡の一般住宅を建築しガレージ予定地を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」となっております。

2番です。

夢前町前之庄の畑522㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、夢前町前之庄の[]より「譲り受けて、貸露天駐車場、貸露天資材置場にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、[]が使用し水道工事資材、電気工事資材等を保管する貸露天資材置場及び工事車両2台分の貸露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。現況は「畑」となっております。

3番です。

夢前町新庄の田498㎡につきまして、夢前町新庄の[]が、夢前町新庄の[]より「譲り受けて、一般住宅、進入路にしたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積250.19㎡の一般住宅を建築し進入路を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」となっております。現況は「田」となっております。

4番です。

夢前町神種の田202㎡につきまして、夢前町神種の[]が、夢前町神種の[]より「譲り受けて、露天駐車場、石碑を設置したい」との転用の申請です。現況は、市道の拡張に伴いすでに整地され寺院への案内用石碑が建立済みとなっており、このことにつきまして上申書が添付されております。「事業内容」につきましては、3台分の参拝者用露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」となっております。

5番です。

飾東町八重畑の畑2筆計2, 753㎡につきまして、飾東町八重畑の[]が、飾東町八重畑の[]より「引き続き貸借権で借り受けて、露天駐車場として利用したい」との転用の申請です。当該地は、既に当該目的で令和元年5月16日付で一時転用許可が出ていますので、現況は「露天駐車場」となっております。転用期間は令和4年5月15日までとなっておりますが、一時転用終了後に駐車場として利用を予定していた土地が利用できなくなり、他に代替地が確保できなかったことから、同じ目的での永久転用として申請されたものです。「転用に必要な資力」につきましては、「造成済みのため不要」となっております。一時転用を終了するにあたり、農地復元することとなっておりますが、当初申請時から状況が変わった旨の理由書が提出されており、申請者と県との間で事前協議の結果、当初申請時から露天駐車場の転用許可見込みがあったとの判断から、県において農地復元までは求めない旨の判断がなされています。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可はやむを得ない。」との意見となっております。

6番から8番です。

豊富町神谷の田畑4筆計2, 211㎡につきまして、豊富町御蔭の[]が、豊富町豊富の[]より「譲り受けて、工場、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。現況は、「田、畑」ですが、一部が雑種地となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。「事業内容」につきましては、譲受人が建設機械部品を製造するための工場を建設し、車

17台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

9番です。

香寺町田野の田472㎡につきまして、香寺町中仁野の[]が、香寺町田野の[]より「譲り受けて、一般住宅を建てたい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、床面積123.5㎡の一般住宅と車3台分の露天駐車場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、家族からの援助、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可が申請済となっております。現況は「畑」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

5番と6番から8番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、現地調査を実施しました。再び、メンバーの飯塚委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

飯塚委員

報告します。

まず5番ですが、現況は一時転用ですでに露天駐車場となっていて、かなりの台数の車が止まっていた。本来一度農地に復元すべきところですが、周辺に影響のある農地はなく、県との事前協議で当初から永久転用の許可相当であると判断されているとのことで、農地に戻す意味はないと思います。許可相当と判断しました。

次に、6番から8番についてですが、4枚の田畑にまたがって工場を建設されるとのことですが、既存の工場と道路を挟んだ向かいの土地で道路の沿道にあり、問題ないものと判断しました。

以上です。

議長

有難うございました。なにか、ご質問等はございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当とします。

次に、議案第5号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号(P10)を説明する。

〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は1件の証明願が出ておりますので、説明させていただきます。

飾磨区今在家の[]が所有されておりました市街化区域の農地1筆を、

同居の子であります[]が相続するというものです。農地の利用状況ですが、東側を田（水稻）として、西側を畑（大豆、さつまいも）として利用しており、現況は耕起状態で農地として良好に管理されています。

なお、この案件につきまして、各地区農政協議会において適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご質問等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、ご質問はないようですので、議案第6号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に、議案第6号「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第6号（P10）を説明する。

〔「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項〕

「兵庫県農業・農村施策に関する意見」策定のための意見・提案・要望事項ですが、いただいたご意見等を取りまとめさせていただいたものです。ご意見等を集約するにあたり、同種の内容については、一つにしています。また、兵庫県施策に対しての要望事項となりますので、市や地元で取り組むべき事項についてのご意見等については、割愛させていただいています。

本日、審議いただいたものを、公益社団法人ひょうご農林機構を經由し、兵庫県知事に提出する予定ですので、よろしくをお願いいたします。

議 長 只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各 委 員 ……。

議 長 それでは、特にないようですので、議案第6号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

次に報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 報告第1号（P11）を説明する。

〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、2月にご審議いただきました新規農家5件の事情聴取を、3月2日に実施していただきました。当日は、1番はご本人、2番はご本人及び渡人の子、3番4番はご本人及び貸人、5番はご本人及びその妻、6番7番はご本人が来庁され、担当委員よ

り、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しておりますことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。この5件の事情聴取の概要報告を、中塚委員からお願いします。

中塚委員 2番と5番と6番7番は、実際には以前から農業をされてきており、十分に経験がある方でした。

3番4番は新規ですが、農業に興味があつてJAの講習を受けるなどされておるとのことでした。

1番の方は70代ですが、それ以外の方は40代50代ですので、これからも農業で頑張ってもらえるのでは、と聞いておりました。

以上です。

議 長 はい、報告ありがとうございます。
続きまして、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第2号(P12～P13)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、2月14日から3月10日の間に受け付けたもの、7件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各 委 員 ……

議 長 特にないようですので、確認といたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第3号(P14～P21)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらにも、2月14日から3月10日の間に受け付けたもの42件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
案件の数が多いため、少し時間を取りまして、お目通しをお願いします。

各 委 員 ……

議 長 お目通し頂けましたでしょうか。
それでは、何かご質問等ございませんか。

各 委 員 ……

議 長 報告第3号について、確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号(P22~P29)を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、使用貸借の解約の通知が11件となっています。
利用権に該当するものは7件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。
以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長 有り難うございます。
1番の石倉農産ですが、解散されたようですね。中間管理事業のひょうご農林機構がしばらく預かり、次の借り手を探されることとなるうかと思えます。
只今の事務局の説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 特にならぬようですね。
それでは、次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号(P30)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、2月は7件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長 報告、有り難うございます。
次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第6号(P31)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、1月、2月の会長決裁分です。
1番の水稲、雑穀、露地野菜等を作付けしている香寺町田野の[]と、2番の露地野菜、花きを栽培している広畑区正門通の[]について、いずれも、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。
その結果としまして、[]は1月30日付で、[]は2月27日付で認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長 報告有り難うございます。議案は以上です。
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時50分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

中塚 良幸

(署名委員)

田 廓 仁志
